



香港国家安全維持保護法

Q 2020年6月30日に「香港国家安全維持保護法」(以下、National Security Law の省略として「NSL」と表記)が施行された後、1年が経過しました。この1年に起きた重要な出来事を紹介しつつ、NSLが香港の未来にとってプラスになるのかマイナスになるのかについて、説明してください。

A NSLが施行後の1年で、①NSLが規定する4つの犯罪類型に関して、それ以外の犯罪と比較して厳格な保釈基準が終審法院 (the Court of Final Appeal) により示され、②香港の選挙制度改革が実施され、行政長官や立法議員の過半数が民主派から選任される可能性は絶無となり、③2021年7月にNSLが規定する4つの犯罪類型に関する初の判決が原訟法庭 (the Court of First Instance) で下されるといった重要な出来事がありました。その結果、一方で親中派の勢力がますます盛んとなり、他方で民主派の勢力が大いに弱体化されることとなりました。これは民主派及び同派が基礎を置く欧米的価値観によれば、香港の未来にとってマイナスと評価され、親中派及び同派が基礎を置く中国的価値観によればプラスと評価され、いずれの立場に依拠するかで結論が180度異なります。しかし、より巨視的観点に立脚すれば、香港で生起する現象は、中国本土での「先富論」から「共同富裕」への歴史的転換点における高度の政治的選択の産物であり、日本を含む諸外国がその是非を論じることは中国的価値観からすれば、不当な内政干渉であると映るでしょう。

NSL 施行後の重要トピックスは以下のとおりです。

1. NSL が規定する犯罪に関する厳格な保釈基準に関する司法判断

終身法院は、日刊紙アップル・デイリー (香港では既に廃刊) 創業者として著名な民主派の重鎮ジミー・ライ氏がNSLの規定する犯罪を実行したとして起訴された事件に関して、当該犯罪に特有の保釈基準を2021年2月9日にHKSAR v LAI CHEE YING (黎智英)FACC 1/2021; [2021] HKCFA 3において示しました。具体的には、一般的犯罪では保釈に関して刑事訴訟条例 (the Criminal Procedure Ordinance, Cap. 221. 以下「CPO」という。) 第9G条第1項により被告人は保釈有利推定 (the presumption in favour of bail) を享受することができ、否認事件で容易に保釈が認められず、人質司法と揶揄される日本と異なり、積極的な保釈認容の傾向が顕著でしたが、NSLの規定する犯罪に関しては、NSL第42条第2項が「犯罪被疑者及び被告人に対しては、当該人が国家の安全に害を及ぼす行為を継続して実施することがないと信ずるに足る十分な根拠が裁判官にある場合を除き、保釈を許可してはならない」と規定することに鑑みて、次のような二段階テストを導入しました。

(1) 第一段階のテスト: 裁判官は最初に、「国家の安全に害を及ぼす行為を継続して実施することがないと信ずるに足る十分な根拠がある」か否かを自問自答し、「十分な根拠」がないと判断すれば保釈は認めず (ここでは保釈有利推定は働きません)、それがあると確信をする場合に限り、第二段階のテストに進みます。

(2) 第二段階のテスト: 裁判官はCPO第9G条第1項を含

みますが、これに限らない諸要素を勘案し、通常の保釈有利原則を前提に、保釈を許可するか拒否するか、保証条件を付すかを決定します。

この結果、NSLが規定する犯罪の嫌疑で勾留される場合、諸事情を勘案して、影響力が小さく、ゆえに再度問題行為を起こす蓋然性が低い「小物」は保釈されますが、「大物」の保釈が許可される可能性はないに等しい結果となると予測されます (これまでの保釈事例を見る限り、当該予測は正しいと思われる)。

2. 香港の選挙制度改革

2021年3月30日に全人代の授権を受けた全人代常務委員会は、行政長官及び立法会議員の選挙に関する香港基本法附属書I及び同IIを改正し、同月31日に施行しました。これを受けて香港政府が提案した行政長官及び立法会議員の選挙制度改革に関する「2021年選挙制度改革(総合改正)条例」が採択され、同年5月31日に施行されました。その詳細な解説は紙幅の関係で割愛しますが、簡潔に述べれば、行政長官や立法議員の過半数が民主派から選任される可能性を根絶するものです。全人代常務委員会法制工作委員会の張勇副主任の説明によれば、「香港の選挙制度改革を最も直接的で重要な目的は、香港の選挙制度改革の抜け穴や欠陥を効果的に解消することであり、行政長官が中央当局から信頼される確固たる愛国者でなければならないこと、選挙管理委員会と立法会において愛国的で香港を愛する勢力が着実かつ圧倒的に優勢であることを保証することである。いかなる状況においても、反中・反抗勢力が香港の権力機関にアクセスできないようにすることで、「香港を統治する愛国者」に強固で安定した安全で信頼できる制度的な保障を提供す

株式会社キャストグローバル
 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄

る」とのことです。これにより民主派が2014年の雨傘革命で求めた「真の普通選挙」の実現可能性は絶無になったといえます。

3.NSLの規定する犯罪に関する初めての判決が出た

HKSAR v Tong Ying Kit (唐英傑) HCCC 280/2020; [2021] HKCFI 2200 において、高等法院 (the High Court) である原訟法庭は2021年7月27日に有罪判決を下しました。この判決はNSL第46条第1項により、陪審団を排除し、3人の裁判官により正式事実審理 (trial) が実施されたことが注目を浴びました。

NSLは、司法の独立を弱体化させると同時に、香港でかつて高度に保障されていた表現の自由に対する圧倒的な萎縮的效果を生じさせる側面があり、これに加えて直近1年での上記3つの重要な出来事を併せ考えますと、民主派及び同派が基礎を置く欧米的価値観によれば、香港の未来は暗澹たるものに映ります。しかし、親中派及び同派が基礎を置く中国的価値観によれば、特に2014年の雨傘革命以降、過激化の一途を辿った民主派の反対活動がNSL及び選挙制度改革により沈静化され、落ち着いてビジネスを営める環境が回復したと評価され、香港の未来に大いにプラスとなると評価されることとなります。このように、同じ問題でも民主派か親中派かのいずれの立場に依拠するかにより、結論は180度異なることとなります。もっとも、好むと好まざるに関わらず、香港では民主派が弱体化され、親中派の勢力がますます盛んになることが確定しましたので、香港で中心となる親中派のメディアは、その価値観に依拠した喧伝を行うでしょう。

この現象について、日本のメディアは香港における表層的現象にのみ着目し、中国本土で重要な政策の歴史的転換が行われていることが香港にも波及し、それがNSL及び選挙制度改革を生み出したという巨視的視点を論じるどころがありません。そこで、簡潔にこの視点について説明します。

中国では建国(1949年10月1日)以降5人の指導者が登場しました。時系列順では、毛沢東主席、鄧小平、江沢民、胡錦濤及び習近平総書記です。このうち毛沢東主席と習近平総書記に挟まれた3人は、鄧小平理論に依拠する「先富論(先に豊かになれる者はなれ)」に基づき、経済発展を何よりも重視します。胡錦濤は科学的発展観に基づき和諧社会(調和のとれた社会)建設を提唱してその是正を図ろうとしましたが、社会学的分析では「先富論」の弊害として、旧西側諸国でも例を見ないほどの格差社会が形成される結果となりました。しかし、社会主義を憲法で標榜する中国において、当該結果を放置することは許されません。そこで、習

近平総書記は、中国が日本の名目GDPの3倍、米国の75%に迫る世界第2位の経済国家となり、中国公民1人当たり名目GDPが1万米ドルを超え、貧困脱却の手段としてある種の妥協策であった「先富論」が歴史的使命を終えた現在、歴史的な大転換を図り、いよいよ社会主義の真骨頂である「共同富裕」に舵を切るべきことを宣伝し始めました。

これは社会主義との関係で明らかに正しい政策ですが、「先富論」の果実を享受したアリババ、テンセント等の巨大な民営企業やその創業者を含む支配層はそれを任意に手放そうとしません。そこで、多数の抵抗勢力が生まれることが予想される中、「共同富裕」という正しい政策を断固貫徹するためには、一方で決定権分散による政治の不安定が生じることを抑止するために、1人の指導者に決定権を集約し、しかも「共同富裕」実現に確実な目途がつくまでの長期間(換言すれば、党総書記及び国家主席の従前の任期である10年間よりも遙かに長く)、それを継続する選択があり得るとすれば、それもまた合理であると同時に、他方で法制度を最大限活用して、抵抗勢力の抑制を図ることが必要になります〔2014年10月の四中全会で標榜された「依法治国(法に依る国家統治)」は、まさにこのことを政策的に実現する必要があると表明するものです〕。

後者のあらわれとして、例えばアリババ、テンセント等に対して、金融法制及び「反独占法」を中核とする競争法制を最大限活用し、許認可不要と考える余地もあつたフィンテック分野に許認可を要求し、競争者の排除・制限的な会社方針の是正を迫り、一部事業の分割を迫るなどの現象を指摘することができますが、香港におけるNSL及び選挙制度改革もまた「先富論」から「共同富裕」へと歴史的な大転換を図るべき微妙な時期において、香港発の不要の混乱が中国本土に波及することを未然に防止すべき高度の必要性に起因する「依法治国」の産物である、と理解すれば、現代中国で生起する様々な各論的事象を巨視的観点に立脚し、統一的に理解することができます。

そうであれば、香港に関する事象について、諸外国がもっぱら欧米的価値観に立脚して、批判的見解を述べるのが不当な内政干渉であると反論する中国外交部の報道担当の言説も中国的文脈では極めて合理性の高いことがわかるのです。

香港の問題は、日本の20倍を超える国土、日本の12倍の人口を擁する中国という巨大な国家において中国人民の支持に基づく政治的安定を常に確保するために、習近平総書記が日々、日本人には想像もつかない高度の政治的選択を迫られているということを知る1つの手がかりである、という見方もあつてよいかもしれません。